

平成16年度 特許セミナー

知的財産の基礎知識

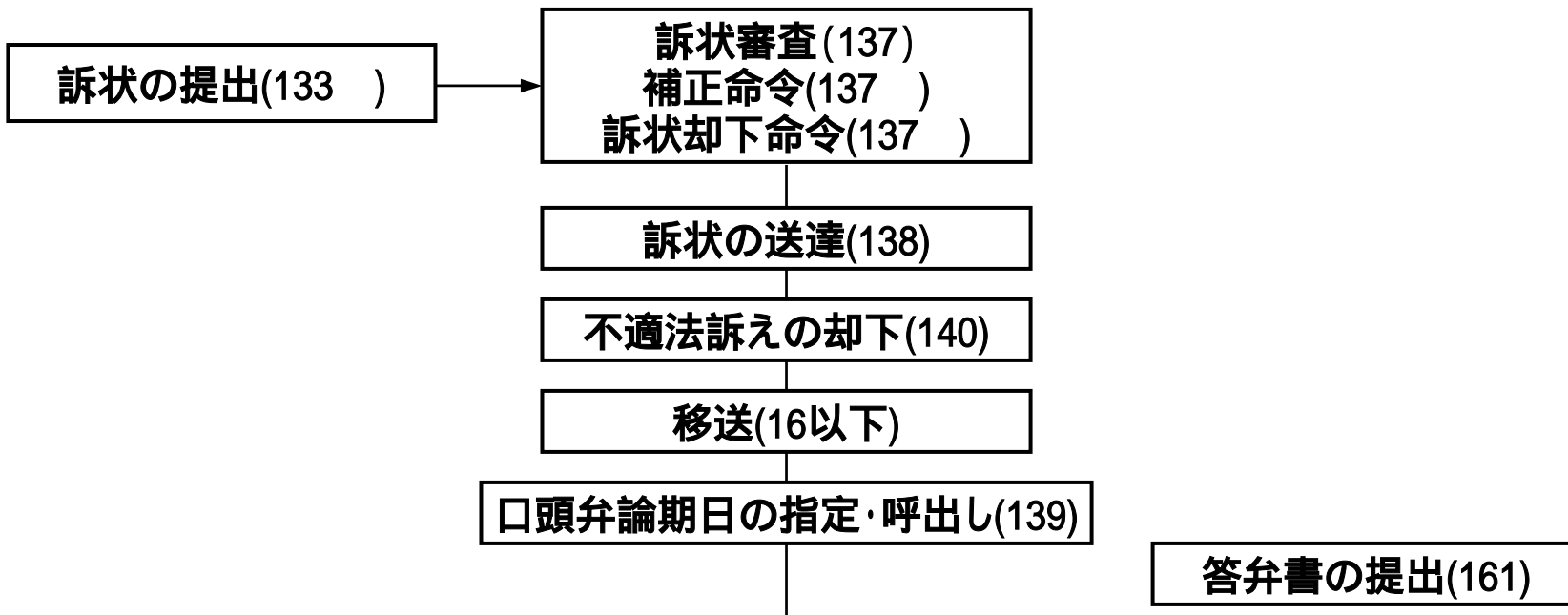
(特許侵害訴訟(その1))

特許権等侵害訴訟手続の流れ

(原告)

(裁判所)

(被告)



口 頭 弁 論		
原告の弁論		被告の弁論
訴状、準備書面の陳述 (87,158,161,246) ・請求の趣旨 ・請求原因 ・抗弁に対する認否 ・再抗弁 書証の申出(180,219以下)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">争点整理</div>	答弁書その他の準備書面の 陳述(87,158,161) ・請求の趣旨に対する答弁 ・請求原因に対する認否 ・抗弁 ・再抗弁に対する認否 書証の申出(180,219以下)

口頭弁論

証拠の申出(180)
証人尋問(190)
鑑定(212)
検証(232)
当事者尋問(207)

証拠決定(181)

証拠の申出(180)
原告側と同じ

証明すべき事実の確認(177)

証拠調べ(182)

判決言渡し(250,251,254)

判決書の送達(255)

判決の確定

控訴(281)

控訴(281)

控訴審手続

1. 訴えの提起から口頭弁論の開始まで

1) 訴えの提起(133)

- ・処分権主義・・・訴訟手続は当事者の訴え提起行為によってのみ開始される。

2) 訴状

-- 必要的記載事項 --

a. 当事者(原告、被告、法定代理人)

b. 訴訟物(請求の特定)・・・「請求の趣旨」及び「請求の原因」により特定する。

特許権に基づく差止請求権

特許権に基づく妨害物廃棄請求権

特許権に基づく損害賠償請求権

給付訴訟の場合の例

- ・「被告は、別紙物件目録記載の 〇〇 を製造し、譲渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示してはならない。」
- ・「被告は、原告に対し、金 〇〇 円を支払え。」

確認訴訟の場合の例

- ・「被告は、特許第 〇〇 号特許権に基づいて、原告が別紙物件目録記載の製品を製造、販売することを差し止める権利を有しないことを確認する。」

形成訴訟の場合の例

- ・「原告と被告とを離婚する。」

--実質的記載事項--

a. 請求を理由づける事実

b. 立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠

3) 訴状審査

4) 訴状の送達

5) 訴訟要件の審査

- 管轄権
- 当事者適格、当事者能力
- 訴えの利益
- 二重起訴 etc.

6) 期日の指定

2. 口頭弁論

公開の法廷において、裁判官及び書記官が出席し、直接、当事者双方の口頭による弁論を聴く手続(公開主義、双方審尋主義、直接主義、口頭主義)

1) 口頭弁論の3テーゼ

- 裁判所は口頭弁論に現われる事実以外を判決の資料としてはならない。(第1テーゼ)
- 当事者が争わない事実は自白したものとみなす。(第2テーゼ)
- 争いのある事実は証拠に基づいて裁判しなくてはならない。(第3テーゼ)

2) 第1回口頭弁論期日

- 擬制自白(195)
- 原告の訴状陳述
- 被告の答弁書陳述

請求の趣旨に対する答弁

例 「原告の請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」

請求原因に対する認否

- 認否の態様…自白、否認(積極否認)、不知、沈黙
- 証拠関係